

虐待の調査について、以下の場合に、ご協力をください。

一般の民間事業者においても、児童虐待防止に係る情報を提供しても、個人情報保護法に違反することはありません。例えば、虐待通告に基づき、スーパー、コンビニ、集合住宅、鉄道会社、飲食店等は調査への協力をしても問題はありません。

「人の生命、身体又は財産の保護のために特に必要で、本人の同意を得られない時」「児童の健全な育成のために必要であって、本人の同意を得られない時」等、個人情報の提供は可能です。

不動産管理会社の皆様



調査をしても世帯が特定できない場合や、住民に会えない場合、管理人や管理会社に、聴き取りやリーフレット配布の許可などをお願いすることがあります。

教育関係者の皆様



家庭訪問等で子供に会えない場合、保育所・幼稚園・学校・塾や習い事などで、子供の安全確認をお願いすることがあります。

地域事業者等の皆様



外で虐待を目撃したという通告の場合、スーパー、コンビニ、飲食店、公共交通機関、警備会社等に対して、目撃情報や防犯カメラの映像を求める等の協力をお願いすることがあります。

ライフライン関連事業者の皆様



子供の安全確認ができない場合、ライフライン関連会社（ガス、電気、水道）に、供給停止の時期などの情報提供をお願いすることがあります。

虐待に気づいたり、虐待を疑ったら、下記通告先までご連絡ください

- ◆ 通告者や相談内容について秘密は守ります
- ◆ 子供の安全を第一に考えます

区市町村相談・通告先一覧

(平成29年8月1日現在)

区市町村名	電話番号	区市町村名	電話番号
千代田区	03-3256-8150	町田市	042-724-4419
中央区	03-3534-2228	小金井市	042-321-3146
港区	03-6400-0092	小平市	042-347-3192
新宿区	03-3232-0675	日野市	042-599-5454
文京区	03-5803-1109	東村山市	042-390-2271
台東区	03-3875-1889	国分寺市	042-572-8138
墨田区	03-5630-6677	国立市	042-573-0965
江東区	03-3646-5481	福生市	042-539-2555
品川区	03-5749-1032	狛江市	03-5438-6606
目黒区	03-5722-9743	東大和市	042-565-3651
大田区	03-5753-9924	清瀬市	042-495-7701
世田谷区	03-5432-2848	東久留米市	042-471-0910
渋谷区	0120-135-415	武蔵村山市	042-590-1152
中野区	03-3228-7867	多摩市	042-355-3777
杉並区	03-5929-1901	稲城市	042-378-6366
豊島区	03-5980-5275	羽村市	042-578-2882
北区	03-3912-1894	あきる野市	042-550-3313
荒川区	03-3805-5523	西東京市	042-439-0081
板橋区	03-3579-2658	瑞穂町	042-568-0051
練馬区	0120-248-5511	日の出町	042-597-6177
足立区	03-3852-3535	奥多摩町	0428-85-1788
葛飾区	03-3602-1389	檜原村	042-598-3122
江戸川区	03-5662-5115	大島町	04992-2-2398
八王子市	042-656-8225	利島村	04992-9-0011
立川市	042-528-4338	新島村	04992-5-1856
武蔵野市	0422-55-9002	神津島村	04992-8-1180
三鷹市	0422-40-5925	三宅村	04994-5-0982
青梅市	0428-24-2126	御蔵島村	04994-8-2121
府中市	042-354-8701	八丈町	04996-2-4300
昭島市	042-543-9046	青ヶ島村	04996-9-0111
調布市	0120-087-358	小笠原村	04998-2-3939

都内児童相談所一覧

※（ ）内は担当地域です。

児童相談センター	03-5937-2311	足立児童相談所	03-3854-1181
練馬区 小笠原支庁	03-5937-2311	(足立区、葛飾区)	
渋谷区 文京区 世田谷区 豊島区 大島支庁	03-5937-2314	八王子児童相談所	042-624-1141
新宿区 中央区 港区 千代田区 八丈支庁	03-5937-2317	(八王子市、町田市、日野市)	
江東児童相談所	03-3640-5432	立川児童相談所	042-523-1321
(江東区、墨田区、江戸川区)		(立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)	
品川児童相談所	03-3474-5442	小平児童相談所	042-467-3711
(品川区、目黒区、大田区)		(小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市)	
世田谷児童相談所	03-5477-6301	多摩児童相談所	042-372-5600
(世田谷区、狛江市)		(多摩市、府中市、調布市、稲城市)	
杉並児童相談所	03-5370-6001		
(杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市)			
北児童相談所	03-3913-5421		
(北区、荒川区、板橋区)			

※ 夜間及び土日祝日は、関係機関の方や、児童相談所にご相談の方で緊急の場合は03-5937-2330へ電話して下さい。

児童相談所全国共通ダイヤル

虐待通告やその他お子様のことで緊急のご相談がある場合には、189で対応します。

189番へ (お近くの児童相談所につながります。)

地域の関係機関のみなさまのための児童虐待防止リーフレット

児童虐待を防止するためには、児童相談所だけではなく、地域や関係機関のみなさまの気づきとご協力が必要です。

虐待かな?と思ったら、迷わずに連絡(通告)をしてください。また、児童相談所や区市町村の調査にご協力をください。



OSEKKAIくんは、東京をOSEKKAI化することを夢見ています。人を見つけるとOSEKKAIというKAI(貝)を与え、都民みんなをOSEKKAI人にしていきます。

11月は児童虐待防止推進月間です



東京都福祉保健局HP
子供家庭支援センター一覧



Q1 児童虐待とは具体的にどのような行為ですか？

A1 児童虐待は、保護者（親、又は親にかわる養育者）による子供の健全な発達を阻害する行為であり、禁じられています。

児童虐待の4つのタイプ

身体的虐待

叩く、殴る、けるなどの暴力
タバコの火などを押し当てる
戸外にしめ出す など



ネグレクト（保護の怠慢・養育の放棄）

適切な衣食住の世話をせず放置
病気なのに医師にみせない
乳幼児を一人家に残し外出 など



心理的虐待

無視、拒否的な態度
ば声を浴びせる
配偶者への暴力を目撃 など



性的虐待


子供への性交、性的暴力
性器や性交を見せる
ポルノの被写体などにする など





Q2 虐待に気づいたり、虐待かな？と思ったらどうすればよいですか？

A2 区市町村の子供家庭支援センター、児童相談所、児童相談所全国共通窓口 189 に通告をしてください。ただし子供の生命や安全のため、一刻を争う場合、110 通報してください。（各機関等の連絡先は裏面をご覧ください）

通告をためらわないで

 **児童虐待通告は義務です**
虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに通告する義務があります（児童虐待防止法第6条）

 **通告の義務は守秘義務を優先します**
守秘義務に関する法律の規定は、児童福祉法 25 条の規定による通告の遵守を妨げるものではありません（児童虐待防止法第6条）

 **児童虐待の防止等のため協力するよう努めなければなりません**
学校、児童福祉施設、病院等の福祉に業務上関係のある団体、個人は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子供の虐待の早期発見に努める義務があります（児童虐待防止法第5条）

Q3 虐待を見つけるサインはどのようなものがありますか？

A3 「おや？」と思うサインがあったら悩まず相談機関に伝えてください。

こんなサインがあったら

子供に着目した場合

- いつも子供の泣き叫ぶ声が聞こえる
- 不自然な外傷（あざ、打撲、火傷）
- 極端にやせ細り低栄養（低身長・低体重）
- 衣服や身体が極端に不潔
- 夜遅くに出歩く、徘徊（はいかい）
- 家に帰りたがらない

保護者（親）に着目した場合

- 子供の養育に拒否的、無関心
- 子供に怒鳴る、拒否的な発言をする
- 年齢不相応な養育（しつけ）を正当化
- 子供のけがの説明が不自然

相談機関に
連絡してください

